

ルモノトス

記

一 會社ハ今後山田事務ヲ中心トスル合議制ニ更メ依伯登ノ
 独断専行ヲ認メサルコト
 一 會社ハ全従業員ニ對シ給料ノ五分ヲ値上ケスルコト
 一 業ニ榮表シタル従業員宮崎巖及藤森正ニ解雇ハ之ヲ
 取消スルコト

一 従業員側ハ依伯登ノ解雇要求ヲ撤回スルコト

一 手議中ノ日給ハ三割ヲ支給スルコト

一 手議費用トシテ金一封(百五十円)ヲ支給スルコト

昭和十二年七月十六日

昭和植木株式會社代表者

山田 豊

従業員代表

室井 謙吾

全日本労働總同盟代表

白鳥 広通

立會人

茨橋署特高主任

村上 明一

勞働課員

中村 理

近々右昇給ハ七月一日ヨリ之ヲ実施スルコトトシ高山
 事務ノ申出ヲニ依リ今月分ノ増給額ハ國所献金ニ充ツ
 ルコトトナレリ

右及申報候也